

J R 不採用問題の早期解決に関する意見書

昭和62年の国鉄分割・民営化に伴う不採用問題に関しては、各地方労働委員会及び中央労働委員会が不当労働行為と認定し救済命令を発したが、平成15年12月最高裁判所第一小法廷はJ Rに責任を問えないとして救済命令を取り消し、不当労働行為事件については一応の決着がつけられた。

しかし、「1,047人の不採用問題」については解決を見ないまま今日に至っており、ILO（国際労働機関）は、昨年11月、日本政府に対し、長期化する労働争議を憂慮し問題解決に向けすべての関係者と早期に話し合いを開始するよう7度目の勧告を行っている。

J R不採用問題は、本年で20年を経過しようとしており、当事者やその家族の高齢化などを考慮すると、人道的見地からも一刻も早い解決が望まれるところである。

よって、政府におかれては、ILO条約批准国の一員として勧告を真摯に受けとめ、早期解決に努力するよう要望する。

ここに横浜市議会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月20日

内閣総理大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

）あて

横浜市議会議長

伊 波 洋之助